

富士市要介護認定等資料に係る情報提供に関する Q&A（事業者用）

令和7年1月24日

【申請方法】

Q 申請書の提出先はどこですか？
A 富士市役所4階 介護保険課です。 会議等に同席した市職員経由での提出はご遠慮ください。
Q 申請した資料はいつもらえますか？
A 原則、申請書受理日を含めず3開庁日後の午前11時以降です。 (例) 4月5日(金)に申請 4月10日(水)午前11時以降に受取可
Q 申請書を郵送で提出できますか？また資料の受け取りも郵送でできますか？
A 可能です。 申請書の郵送先は、 〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地 富士市役所介護保険課 認定担当 です。 資料の受け取りも郵送にて行うことができます。申請時に切手貼付のうえ宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申請書受理日を含めず3開庁日後の午後に返送します。
Q 電子申請はできますか？また資料の受け取りはどうなりますか？
A ぴたりサービスから電子申請が可能です。 資料の受け取りについては介護保険課窓口でのお渡ししか郵送となります。 【窓口】 原則、申請データ受信日を含めず3開庁日後の午前11時以降です。 (窓口で申請した場合と同じ日数です。) 【郵送】 郵送での受け取りを希望する場合は、返信用の封筒のみ介護保険課へ郵送してください。返信用封筒は切手貼付のうえ宛名の記入をお願いします。 (ふせん等に情報提供の返信用封筒である旨を記入してお送りください。)
Q 窓口での資料の受け取りは誰でもできますか？
A 提供対象事業所の職員もしくは提供対象事業所と同法人の職員のうち、社員証や職員証等を持参した方にのみお渡しが可能です。 ※社員証等には、法人名(又は事業所名)・法人印(又は事業所印)・職員氏名の3点が記載されている必要があります。

【記入内容】

Q 申請書に不備があった場合はどうなりますか？	
A 申請書に不備があった場合の対応は次の通りです。 ○対象者欄の不備	
被保険者番号が4桁以上異なる	電話確認し開示

被保険者番号が1～3桁異なる	氏名と生年月日が正しければ開示
氏名が異なる	電話確認し開示
氏名の漢字の軽微な誤り	被保険者番号と生年月日が正しければ開示
生年月日が異なる	被保険者番号と氏名が正しければ開示
認定年月日が異なる	交付日の誤記入と思われる場合は直近の認定資料を開示
	それ以外の日付が記入されている場合は電話確認し開示

○同意欄の不備

代筆の場合で本人との関係が 未記入	電話確認し親族など適切な代筆者であれば開示
その他の不備	非開示

※複数個所に不備がある場合等も非開示となります。

※非開示となった場合に申請書の返却は行いません。改めて申請書の提出をお願いします。

Q 申請者欄の担当者氏名は、誰を記入すればいいですか？
A 介護サービス計画等の作成者など、申請書に関する問い合わせに対応できる方の氏名を記入してください。
Q 申請書に記入する認定年月日はどのように確認すればいいですか？
A 介護保険被保険者証の認定年月日、結果（変更・却下）通知書の認定（変更・却下）年月日で確認することができます。
※介護保険被保険者証の交付年月日ではありませんのでご注意ください。
※区分変更却下となった際の資料を希望する場合は、必ず却下年月日をご記入ください。

【同意の署名について（第1号様式・第2号様式）】

Q 申請書（第1号様式・第2号様式）の被保険者本人同意欄は、本人以外が記入してもいいですか？
A 原則として、本人以外の署名は無効です。 ひらがなやカタカナ、枠からはみ出していても構いません。 ※署名の偽造は違法です。絶対に行わないでください。 ※過去に提出された書類等と署名の照合を行う場合があります。
Q 被保険者が、身体の状態により署名できない場合はどうすればいいですか？
A 被保険者本人が執筆不可能な場合は、本人の意思を確認したうえで、親族による代筆が可能です（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）。 代筆する場合は、代筆した方の署名、本人との関係も記入してください。
Q 被保険者に代わって同意欄を記入する場合は、本人署名は不要ですか？
A 必要です。 代筆の場合は「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」すべて記入してください。
Q 代筆をお願いする親族がいない場合はどうしたらいいですか？
A 事前に介護保険課認定担当へご相談ください。 考慮すべき事情がある場合には、親族以外の代筆でも受付します。 （申請書の余白に、親族以外が代筆した理由と、認定担当の誰に相談したのかを記入しておいて

いただけると受付がスムーズです。)

※親族以外の代筆は原則非開示となります。

※考慮すべき事情のある方は、その都度ご相談ください。

【その他】

Q 亡くなった方の情報提供は受けられますか？

A 令和6年4月1日から提供可能となっております。

ただし、介護報酬の請求を目的とする申請に限ります。

※被保険者本人が署名することはできませんので、生前の本人の同意に基づき、相続人が「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」を記入してください。

Q 自立（非該当）となった際の情報提供は受けられますか？

A 提供できません。

自立（非該当）の場合は、被保険者本人もしくは親族からの申請のみ可能です。

Q 事業所等ではなく、被保険者本人や親族が審査会資料の情報提供を求める場合にも、同じ様式（第1号様式・第2号様式）を使えますか？

A 使用できません。

びったりサービスによる電子申請（第4号様式）も事業所からの申請専用となります。被保険者本人や親族からの申請にはご利用いただけませんのでご注意ください。